

平成〇〇年〇月

自家用電気工作物設置者 各位

〇〇都道府県市
P C B 含有機器調査特設事務局

P C B 含有電気機器の保有に関する調査について（お願い）

日頃から、環境行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、〇〇都道府県市では、都道府県市内におけるP C B（ポリ塩化ビフェニル）を含有している変圧器、コンデンサー、安定器等（以下、「P C B含有電気機器」という。）の把握を進めているところです。

P C B含有電気機器の保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B廃棄物特別措置法）に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に処分を行わなければなりません。

〇〇都道府県市内の高濃度P C B廃棄物の計画的処理完了期限は、P C B使用変圧器・コンデンサー等が平成〇〇年3月31日、P C B使用安定器等・汚染物が平成〇〇年3月31日、また、低濃度(微量)P C B廃棄物の処理期限は平成39年3月31日となっています。

このため、〇〇都道府県市では、経済産業省の協力のもと、P C B含有電気機器の使用及び保管に関する実態を把握し、期限内の処分完了に向けた今後の施策に役立てるため、次のとおり本調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、同封した調査票に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒（切手不要）にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

本調査は、経済産業省の協力のもと、「自家用電気工作物設置者」の皆様へ送付し、実施しております。既に、P C B廃棄物特別措置法に基づき届出されている事業者の方におかれましても、ご面倒ですが本調査にご協力いただくようお願い申し上げます。

- 本調査は、〇〇都道府県市が実施しています。
- 同封の調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成〇〇年〇月〇〇日（〇）までに投函してください。
- **使用中の電気設備**についての留意事項
 - 接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
 - 銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。
 - 調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。
- 調査の内容や記入方法等について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 〇〇都道府県市 P C B含有機器調査特設事務局
（電話）0120-〇〇〇-〇〇〇
受付は平成〇〇年〇月〇〇日までの平日 10時～16時とさせていただきます。

ヘルプデスクにおける想定問答の例

質問例	回答例
今回の調査目的は何か？	PCB を含む機器が事業所にあるかないかの調査をしている。
調査の結果を何に利用するのか？	PCB廃棄物の処理を進めるための処理計画の推進に利用する。
当社に調査が届いたのはなぜか？	「自家用電気工作物設置者」の皆様には調査票を送付しているところ。
調査票の回答は義務か？ 法律等によるものなのか？	特に義務ではないが、PCB 廃棄物を保管している場合、PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出が必要になる。
PCB とは、どのようなものですか？	人体に有害な化学物質であり、今回の調査対象機器の変圧器・コンデンサー等の絶縁油として使用されているものがある。同封した判別方法によって、PCB を含む機器かどうか確認可能である。
PCB を含む、含まないの判断は？	同封した判別方法によって、PCB を含む機器かどうか確認可能である。
当社に対象機器はあるのか？	自家用電気工作物設置者ということは、電気設備機器が設置されているところであり、PCB を含む機器かどうかは同封した判別方法により確認できる。まずは、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせさせていただきたい。
変圧器とコンデンサーはどこに設置利用されているものなのか？ 保管場所はどのような場所にあるものなのか？	使用中は電気室、受電室等に設置、使用を終えて保管しているものは別倉庫等に移動して保管しているケースもある。社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせさせていただきたい。
電気主任技術者とはどういう方か？	電気設備がある事業所でその設備を管理されている技術者免許を持った方をいいます。
電気主任技術者はいないがどうすればよいか？	自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者が必要である。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせさせていただきたい。

PCB含有電気機器の保有に関する調査票

PCB含有電気機器等は、PCB廃棄物特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

〇〇都道府県市内の

高濃度PCB廃棄物の処分期間及び計画的処完了期限

・PCB使用変圧器・コンデンサー等

処分期間 : 平成〇〇年3月31日

計画的処完了期限 : 平成〇〇年3月31日

・PCB安定器等・汚染物

処分期間 : 平成〇〇年3月31日

計画的処完了期限 : 平成〇〇年3月31日

低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限 : 平成39年3月31日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。また、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

以下の設問について、該当する答えに○印を付けてください。

1. PCB廃棄物特別措置法に基づき、〇〇県に対しPCB含有電気機器の保有状況について届出をされていますか。

1. 届出している 2. 届出していない 3. わからない

2. 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等がありますか。

1. 保管している 2. 保管していない 3. わからない

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサーに、PCB機器がありますか。

1. PCB機器を保管している 2. PCB機器は保管していない 3. わからない

3. 使用中の変圧器、コンデンサー等がありますか。

1. 使用している 2. 使用していない 3. わからない

使用中の変圧器、コンデンサー等に、PCB機器がありますか。

1. PCB機器を使用している 2. PCB機器は使用していない 3. わからない

4. 使用を終えて保管しているPCB使用安定器がありますか。

1. 保管している 2. 保管していない 3. わからない

5. PCBが含まれている安定器を使用していますか。

1. 使用している 2. 使用していない 3. わからない



〇〇都道府県市 PCB含有機器調査特設事務局

行き

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、記入者情報・連絡先を御記入ください。(同封の個人情報シールをお貼りください)

事業所名	
事業所住所	〒
記入者	所属・役職 氏名
電話番号	
記入年月日	平成 年 月 日
調査 No.	●●●●●●●●

〇〇都道府県市 PCB含有機器調査特設事務局

【お問い合わせ電話番号】 0120-***-***

平成〇〇年〇月

自家用電気工作物設置者の皆様へ

〇〇都道府県市

P C B 含有機器調査特設事務局

P C B 含有電気機器の保有に関する調査について
(お願い)

日頃から環境行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

〇〇都道府県市では、P C B 廃棄物の処理促進に向け、P C B (ポリ塩化ビフェニル) を含有している変圧器、コンデンサー等 (以下、「P C B 含有電気機器」という。) の把握を進めています。

P C B 含有電気機器の保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (P C B 廃棄物特別措置法) に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に処分を行わなければなりません。

〇〇都道府県市内の高濃度 P C B 廃棄物の計画的処理完了期限は、P C B 使用変圧器・コンデンサー等が平成〇〇年 3 月 3 1 日、P C B 使用安定器等・汚染物が平成〇〇年 3 月 3 1 日、また、低濃度 (微量) P C B 廃棄物の処理期限は平成 3 9 年 3 月 3 1 日となっています。

保管事業者は、J E S C O への処分委託を処分期間 (計画的処理完了期限の 1 年前) 内に行う必要があります。

本調査は、平成〇〇年〇月に一度調査票 (「P C B 含有電気機器の保有に関する調査について (お願い)」) を送付させていただきましたが、御返信をいただけなかったことから、あらためて調査をさせていただきますものです。

つきましては、御多忙中とは存じますが、返信はがき (調査票) に必要事項を御記入の上、御返送いただきますようお願い申し上げます。

- 本調査は、経済産業省〇〇産業保安監督部の協力のもと、〇〇都道府県市が実施しています。
- P C B 廃棄物特別措置法に基づき、既に、〇〇都道府県市に届出されている事業者様におかれましても、お手数ですが御返信いただきますようお願いいたします。
- 既に、御返信をいただいている場合につきましては、二度のお願いとなって誠に申し訳ありませんが、あらためて今回の返信はがきにより御返送をお願いいたします。
- 返信はがき (調査票) は、平成〇〇年〇月〇〇日 (〇) までに投函してください。御返信が無い場合、事務局から電話より問い合わせする場合があります。
- 調査の内容や記入方法等について、御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 〇〇都道府県市 P C B 含有機器調査特設事務局
(電話) 〇 1 2 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇

電話の受付は平成〇〇年〇月〇日までの平日 10 時～16 時とさせていただきます。

第〇〇〇号
平成〇〇年〇月

自家用電気工作物設置者 各位
(又は〇〇株式会社 〇〇様)

〇〇都道府県市
(廃棄物担当部局長名等)
協力機関：〇〇産業保安監督部

高濃度PCB廃棄物等の有無確認及び期限内処理について（お願い）

日頃から環境行政に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

〇〇都道府県市では、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理促進に向け、PCBを含有している変圧器、コンデンサー、安定器等やこれらが廃棄物となったもの（以下「PCB廃棄物等」という。）の把握のため、その保有に関する調査を進めてきました。PCB廃棄物等の保有に関する調査については、平成〇〇年〇月及び平成〇〇年〇月に、御社に調査票（「PCB含有電気機器の保有に関する調査について（お願い）」）を送付いたしました。御回答いただけておりません。

この度、経済産業省〇〇産業保安監督部の協力の下、改めて最終のお願いをさせていただきます。

PCB廃棄物等の保管・所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）に基づき、毎年、管轄自治体に保管及び処分の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に、使用中のものを含めて廃棄し処分を行わなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5ヶ所のPCB処理事業所において、処理が行われております。〇〇都道府県市内の高濃度PCB廃棄物の処分期間は、変圧器・コンデンサー等が平成〇〇年3月31日（安定器等・汚染物が平成〇〇年3月31日）までとなっています。

JESCOの各事業所の操業には期限があり、高濃度PCB廃棄物は処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなることから、処分期間である〇年度中に確実にJESCOへの処分委託（処分に関する契約）を終えていただく必要があります。

つきましては、貴社におかれましては、今一度、該当するPCB廃棄物等がないか御確認いただき、万が一発見された場合には〇月〇日までに本都道府県市に御報告いただくとともに、できるだけ速やかに処分委託を完了していただくようお願いいたします。

なお、上記の処分期間を過ぎて高濃度のPCB廃棄物等をお持ちの場合には、PCB廃棄物特別措置法に基づく改善命令の対象となり、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることとなります。

【本件に関するお問い合わせ先】

〇〇都道府県市 産業廃棄物主管課
担当：〇〇
(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

PCB使用**安定器**の保管・所有に関する調査票

PCB使用安定器は、PCB廃棄物特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

➤ ○○都道府県市内の

PCB使用安定器の処分期間 : 平成○○年3月31日

使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。

建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合には、それをもとに調査票にご記入ください。

記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。

また、ご相談された電気工事業者、専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等の方にも問い合わせさせていただくことがありますので、その方の事業者名、住所、担当者氏名、電話番号も記入してください。

記入年月日	平成○○年 月 日 ()		
事業所名			
事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	- -
相談した電気工事業者、専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成○○年○月○○日までに投函してください。平成○○年○月○○日以降に投函された場合、事務局に到着せず、回答が無効となる恐れがあります。

【お問い合わせ窓口】

○○都道府県市 PCB使用安定器調査事務局

（電話 0120-000-000）

調査No. ラベル添付欄

1. PCB使用安定器について

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器があります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



2. 事業所における照明器具(蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯を指します。)の設置について

昭和52年3月以前に建てられた全ての建物(ビル、倉庫等)及び屋外の外灯等をリストアップしていただき、そこにある照明器具について、設置している場合は「設置の有無」欄の「あり」に、設置していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

照明器具の設置場所	設置の有無
建物内	(あり・なし)
屋外	(あり・なし)

→設問3へ

3. 昭和52年4月以降の照明器具の交換工事について

事業所の建物内及び屋外の照明器具について、昭和52年4月以降に照明器具の交換工事を実施している場合「昭和52年4月以降の交換工事の有無」欄の「あり」に、実施していない場合「なし」に、○印をつけてください。

照明器具の設置場所	昭和52年4月以降の交換工事の有無
建物内	(あり・なし)
屋外	(あり・なし)

→「あり」を含む回答 設問4(1)へ

→「なし」のみの回答 設問5へ

4. 交換工事で取り外した照明器具の安定器について

(1) PCB使用安定器の有無について

建物内及び屋外の取り外した照明器具の安定器について、PCB使用安定器が含まれていた場合「PCB使用安定器の有無」欄の「あり」に、含まれていなかった場合「なし」に、含まれていなかどうか不明の場合「不明」に、○印をつけてください。

「あり」の場合は安定器のおおよその個数を、「不明」の場合はその理由をご記入ください。

PCB使用安定器の有無	(あり【約 個】・なし・不明)
不明の理由	

- 「あり」と回答 設問4 (2) へ
- 「なし」と回答 設問5 へ
- 「不明」と回答 設問4 (3) へ

照明器具を交換した場合でも、古い安定器が残っている場合があります。特に、水銀灯については、照明器具と安定器の設置場所が離れている場合があります。照明器具は交換されていても古い安定器が（配線を切断された状態等で）残置されている事例が多く見られるので注意が必要です。

照明器具のPCB使用・不使用の判別方法については別紙2-①～③を参照ください。

(2) PCB使用安定器の届出、処分の状況について

- ① 発見されたPCB使用安定器について、都道府県市に対しPCB廃棄物特別措置法に基づく届出をしている場合「PCB使用安定器の届出の有無」欄の「あり」に、届出をしていない場合「なし」に、○印をつけてください。
- ② 発見されたPCB使用安定器について、現在保管している場合「PCB使用安定器の保管・処分の状況」欄の「保管」に、既に全てJESCOで処分している場合「処分」に、○印をつけてください。

PCB使用安定器の届出の有無	(あり・なし・不明)
PCB使用安定器の保管・処分の状況	(保管・処分)

→設問5 へ

(3) PCBの使用が不明な安定器の処置について

取り外した照明器具の安定器のうちPCB使用安定器以外の安定器（不明を含む）を、現在保管している場合「PCB使用安定器以外の安定器の処置」欄の「保管」に、既に廃棄処分している場合「廃棄」に、○印をつけてください。

PCB使用安定器以外の安定器の処置	(保管・廃棄)
-------------------	---------

→設問5へ

5. 交換工事を実施していない照明器具について

交換工事を実施していない照明器具の安定器については、PCB使用安定器が含まれているかどうかの調査を行う必要があります。

過去に実施した調査の記録がある場合には、それをもとにPCB使用安定器の有無を判断してください。

使用中の安定器の調査要領については別紙1を参照ください。

(1) PCB使用安定器の有無について

調査した照明器具の安定器について、PCB使用安定器が含まれていた場合「PCB使用安定器の有無」欄の「あり」に、含まれていなかった場合「なし」に、含まれていたかどうか不明の場合「不明」に、○印をつけてください。

「あり」の場合は安定器のおおよその個数をご記入ください。

「あり」又は「なし」の場合はその理由に該当する項目に○印をつけてください。「不明」の場合はその理由をご記入ください。

PCB使用安定器の有無	(あり【約 個】・なし・不明)
「あり」又は「なし」の理由	① 過去の調査記録による ② 新たに電気工事業者、専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に依頼して調査を実施した ③ 新たに自ら調査を実施した ④ その他 ()
不明の理由	

→「あり」と回答 設問5(2)へ

→「なし」と回答 調査は終了です

→「不明」と回答 設問5(2)へ

照明器具のPCB使用・不使用の判別方法については別紙2-①~③を参照ください。

(2) PCB使用安定器の届出の状況について

発見されたPCB使用安定器について、都道府県市に対しPCB廃棄物特別措置法に基づく届出をしている場合「届出の有無」欄の「あり」に、届出をしていない場合「なし」に、○印をつけてください。

届出の有無	(あり・なし)
-------	---------

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。